第三章　視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（第二条の七・第二条の八）
第三章の二　聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準（第二条の九）
第四章～第十三章　［略］
附則
（放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置）
第一条　著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。第二条の六第一号において同じ。）の提供を行わない措置とする。

第二章の二　図書館資料を用いて行う公衆送信に係る著作物等の提供等を防止等するための措置等
（その他の登録情報）
第二条の二　法第三十一条第二項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の文部科学省令で定める情報は、住所とする。
（図書館資料に係る著作物等の電磁的記録の提供等を防止等するための措置）
第二条の三　法第三十一条第二項第二号の文部科学省令で定める措置は、同号に規定する公衆送信を受信して作成される著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）の複製物に当該公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示する措置とする。

第三章　視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（第二条の五・第二条の六）
第三章の二　聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準（第二条の七）
第四章～第十三章　［同上］
附則
（放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置）
第一条　著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。第二条の三第一号において同じ。）の提供を行わない措置とする。
［章を加える。］

（公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報の目的外利用を防止等するための措置）
第二条の四　法第三十一条第三項第四号（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める措置は、法第三十一条第二項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録（同項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び第四条の四において同じ。）の取扱いに関して次に掲げる事項を定める措置とする。
一　法第三十一条第二項の規定による公衆送信のための電磁的記録の作成に係る事項
二　前号の電磁的記録の送信に係る事項
三　第一号の電磁的記録の破棄に係る事項

第二章の三　［略］
第二条の五　令第一条の六第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　法第三十一条第七項前段（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項
二　法第三十一条第七項前段に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項
三　［略］

第二章の四　特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置
第二条の六　法第三十一条第八項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の文部科学省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。

第二章の二　［同上］
第二条の二　令第一条の四第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　法第三十一条第三項前段（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項
二　法第三十一条第三項前段に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項
三　［同上］

第二章の三　特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等
（特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置）
第二条の三　法第三十一条第四項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この